

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(抄)

(平成12年12月22日東京都条例第215号、令和4年12月22日条例第141号最終改正)

同施行規則(抄)

(平成13年3月9日東京都規則第34号、令和4年12月22日規則第236号最終改正)

条 例	規 則
<p>第二章 環境への負荷の低減の取組</p> <p>第二節の五 地域における脱炭素化の推進</p> <p>(開発事業者の責務)</p> <p>第十七条の二 一の区域において一又は二以上の建築物の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)を行う事業(以下「開発事業」という。)をしようとする者(以下「開発事業者」という。)は、当該開発事業を行う区域における脱炭素化の推進について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。</p>	
<p>(特定開発区域等脱炭素化指針の作成)</p> <p>第十七条の三 知事は、大量かつ高密度なエネルギー需要を発生させるものとして規則で定める規模の開発事業(以下「特定開発事業」という。)をしようとする者(以下「特定開発事業者」という。)、特定開発事業を行う区域(以下「特定開発区域」という。)及びその周辺の地域(以下これらを「特定開発区域等」という。)に熱又は熱と併せて電気の供給を行う事業者(以下「地域エネルギー供給事業者」という。)、地域エネルギー供給事業者の供給対象となる者並びに特定開発区域等における脱炭素化の推進に関わるその他事業者が、特定開発事業によって生じる環境への負荷の低減を図るための特定開発区域等における脱炭素化の推進に関する指針(以下「特定開発区域等脱炭素化指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 特定開発区域等脱炭素化指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。</p> <p>3 知事は、特定開発区域等脱炭素化指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。</p>	<p>(特定開発事業)</p> <p>第八条の二 条例第十七条の三第一項に規定する規則で定める規模は、開発事業において新築等を行おうとする全ての建築物の新築部分、増築部分及び改築部分の延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。)の合計が五万平方メートルを超えるものとする。</p>
<p>(特定開発区域等脱炭素化方針の作成等)</p> <p>第十七条の四 特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするときは、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、脱炭素化の推進に向けた規則で定める目標値の設定並びに規則で定める設備等の導入及びエネルギーの利用等に関する取組についての検討を行わなければならない。</p> <p>2 特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した特定開発区域等における脱炭素化の推進に関する事項を定めた方針(以下「特定開発区域等脱炭素化方針」という。)を、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 前項に規定する目標値の設定を踏まえた温室効果ガ</p>	<p>(特定開発区域等脱炭素化方針の作成等)</p> <p>第八条の三 条例第十七条の四第一項に規定する規則で定める目標値の設定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能についての目標値の設定</p> <p>二 再生可能エネルギーの利用の割合に関する目標値の設定</p> <p>2 条例第十七条の四第一項に規定する規則で定める設備等は、次項に規定する取組を行うに当たって必要なものとする。</p> <p>3 条例第十七条の四第一項に規定する規則で定めるエネルギーの利用等に関する取組は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 エネルギーの効率的な利用に関する取組</p>

条 例	規 則
<p>スの削減方針</p> <p>二 前項に規定する検討を踏まえた設備等の導入及びエネルギーの利用等に関する取組についての基本方針</p> <p>三 第一号に規定する削減方針及び前号に規定する基本方針に基づき特定開発事業者が取り組む事項</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>二 エネルギーの脱炭素化の推進に関する取組</p> <p>三 地域冷暖房の導入その他の複数の建築物へのエネルギーの供給に関する取組</p> <p>四 エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他のエネルギーの使用の合理化のための業務の高度化に関する取組</p> <p>五 資源の適正利用、生物の多様性の保全等に関する取組</p> <p>六 気候変動（地球温暖化その他の気候の変動をいう。）への適応及び災害に対する強じん性に関する取組</p> <p>4 条例第十七条の四第二項の規定による特定開発区域等脱炭素化方針の提出は、別記第二号様式の十七による特定開発区域等脱炭素化方針提出書に、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成する特定開発区域等脱炭素化方針を添付して行わなければならない。</p> <p>5 条例第十七条の四第二項に規定する規則で定める日は、特定開発事業において新築等をしようとする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項、次条第二項第二号及び第八条の五第二項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日）の三百日前とする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認（同法第六条の二第一項の規定による確認を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知（以下これらを「建築確認申請等」という。）の日</p> <p>二 法令の規定による認定に基づき建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる場合における当該認定に係る申請（以下「認定申請」という。）の日</p> <p>6 条例第十七条の四第二項第四号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 特定開発事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 特定開発事業の概要</p> <p>三 特定開発区域の範囲</p> <p>四 特定開発区域等脱炭素化方針の公表の担当部署及び方法</p> <p>五 導入する熱源機器の概要（第三項第三号の地域冷暖房の導入その他の複数の建築物へのエネルギーの供給を行わない場合に限る。）</p>
<p>（特定開発区域等脱炭素化方針の変更の届出）</p> <p>第十七条の五 特定開発事業者は、前条第二項の規定により提出した特定開発区域等脱炭素化方針の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。</p>	<p>（特定開発区域等脱炭素化方針の変更の届出）</p> <p>第八条の四 条例第十七条の五本文の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書面により行わなければならない。</p> <p>一 前条第六項第一号に掲げる事項を変更する場合 別記第二号様式の十八による特定開発事業者氏名等変更届出書</p>

条 例	規 則
	<p>二 条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項（前条第六項第一号に掲げる事項を除く。）を変更する場合 別記第二号様式の十九による特定開発区域等脱炭素化方針変更届出書及び変更しようとする事項を記載した特定開発区域等脱炭素化方針</p> <p>2 条例第十七条の五本文の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までの変更について、行わなければならない。この場合において、前条第六項第一号に掲げる事項の変更の届出は、変更した日の翌日から起算して三十日を経過した日までに行うことができる。</p> <p>一 特定開発事業において特定建築物の新築等を行うとする場合 当該特定建築物に係る建築物環境計画書が知事に提出される日（当該特定建築物が複数ある場合にあつては、全ての建築物環境計画書が知事に提出される日）</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 特定日（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）</p> <p>ア 建築確認申請等の日</p> <p>イ 認定申請の日</p> <p>3 条例第十七条の五ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 前条第六項第二号に掲げる事項の変更にあつては、特定開発事業において新築等を行う特別大規模特定建築物の延べ面積の増加及び棟数の変更を伴わない建築物の変更（特別大規模特定建築物の主たる用途の変更を除く。）をする場合</p> <p>二 その他知事が特に認める場合</p>
<p>（特定開発区域等脱炭素化方針の公表）</p> <p>第十七条の六 特定開発事業者は、第十七条の四第二項の規定により特定開発区域等脱炭素化方針を提出したとき、又は前条の規定により変更の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。</p> <p>2 知事は、第十七条の四第二項の規定による特定開発区域等脱炭素化方針の提出又は前条の規定による変更の届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。</p>	<p>（特定開発事業者による特定開発区域等脱炭素化方針の公表）</p> <p>第八条の五 条例第十七条の六第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項とする。</p> <p>2 条例第十七条の六第一項の規定による公表は、遅くとも特定日（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）から当該建築物の新築等に係る工事が完了する日（当該建築物が複数ある場合にあつては、全ての当該建築物の新築等に係る工事が完了する日）までの間行わなければならない。</p> <p>一 建築確認申請等の日</p> <p>二 認定申請の日</p> <p>3 条例第十七条の六第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。</p>
	<p>（知事による特定開発区域等脱炭素化方針の公表）</p> <p>第八条の六 条例第十七条の六第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項とする。</p>

条 例	規 則
	<p>2 条例第十七条の六第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧</p> <p>二 インターネットの利用による公表</p>
<p>(特定開発区域等脱炭素化報告書の提出等)</p> <p>第十七条の七 特定開発事業者は、第十七条の四第二項各号に掲げる事項を記載した特定開発区域等脱炭素化方針の取組状況の実績に関する報告書（以下「特定開発区域等脱炭素化報告書」という。）を、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(特定開発区域等脱炭素化報告書の提出)</p> <p>第八条の七 条例第十七条の七の規定による特定開発区域等脱炭素化報告書の提出は、別記第二号様式の二十による特定開発区域等脱炭素化報告書提出書に、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成した特定開発区域等脱炭素化報告書を添付して行わなければならない。</p> <p>2 条例第十七条の七の規定による特定開発区域等脱炭素化報告書の提出は、当該建築物の新築等に係る工事が完了した日（当該建築物が複数ある場合にあっては、全ての当該建築物の新築等に係る工事が完了した日）の翌日から起算して一年以内にならなければならない。</p>
<p>(特定開発区域等脱炭素化報告書の公表)</p> <p>第十七条の八 特定開発事業者は、前条の規定により特定開発区域等脱炭素化報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。</p> <p>2 知事は、前条の規定により特定開発区域等脱炭素化報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。</p>	<p>(特定開発事業者による特定開発区域等脱炭素化報告書の公表)</p> <p>第八条の八 条例第十七条の八第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項とする。</p> <p>2 条例第十七条の八第一項の規定による公表は、条例第十七条の七の規定による特定開発区域等脱炭素化報告書の提出後速やかに、行わなければならない。</p> <p>3 条例第十七条の八第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。</p> <p>4 特定開発事業者は、条例第十七条の八第一項の規定により公表した後、特定開発区域等脱炭素化方針の取組状況の実績に変更が生じた場合は、当該変更の内容について公表するよう努めなければならない。</p> <p>5 第三項の規定は、前項の規定による公表について準用する。</p>
	<p>(知事による特定開発区域等脱炭素化報告書の公表)</p> <p>第八条の九 条例第十七条の八第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項とする。</p> <p>2 条例第十七条の八第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧</p> <p>二 インターネットの利用による公表</p>
<p>(地域エネルギー供給事業者の脱炭素化の推進に係る措置)</p> <p>第十七条の九 地域エネルギー供給事業者は、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、特定開発区域内の建築物（次条第三項に規定する同意が得られたときは、同項に規定する</p>	

条 例	規 則
<p>建築物を含む。以下同じ。)へのエネルギーの供給に関し、脱炭素化の推進について必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>(地域エネルギー供給計画書の作成等)</p> <p>第十七条の十 特定開発事業者は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる場合には、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギーの供給に関する計画書（以下「地域エネルギー供給計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 エネルギー供給を行う区域 三 利用するエネルギーの種類及び量 四 供給するエネルギーの種類及び量並びに熱媒体の種類 五 供給するエネルギーの効率の値 六 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項 <p>2 前項の規定にかかわらず、特定開発事業者は、当該特定開発事業者以外の者を同項第一号の地域エネルギー供給事業者としたときは、地域エネルギー供給計画書を当該地域エネルギー供給事業者を作成させることができる。</p> <p>3 特定開発事業者は、地域エネルギー供給計画書を作成するときは、特定開発区域に隣接し、又は近接して存する建築物の所有者又は管理者及び特定開発区域に隣接し、又は近接して建築物の新築等をしようとする者の同意を得て、当該建築物を含めた地域エネルギー供給計画書を作成することができる。</p> <p>4 特定開発事業者は、地域エネルギー供給計画書の作成に当たり、その計画の区域に隣接し、又は近接する区域における他の地域エネルギー供給事業者（以下「他の地域エネルギー供給事業者」という。）があるときは、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、供給する熱の相互利用について検討しなければならない。</p>	<p>(地域エネルギー供給計画書の作成等)</p> <p>第八条の十 条例第十七条の十第一項の規定による地域エネルギー供給計画書の提出は、別記第二号様式の二十一による地域エネルギー供給計画書提出書に、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成する地域エネルギー供給計画書を添付して行わなければならない。</p> <p>2 条例第十七条の十第一項に規定する規則で定める日は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる建築物のうち、新築等をしようとする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日）の百二十日前とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 建築確認申請等の日 二 認定申請の日 <p>3 条例第十七条の十第一項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 エネルギーを供給する設備等の概要 二 供給する熱のエネルギーの効率の評価 三 エネルギーの供給に伴い排出口から大気中に排出される標準状態かつ酸素濃度がゼロパーセントの状態に換算した場合における総排出物一立方メートルに含まれる窒素酸化物の量 四 エネルギー供給を行う区域における建築物等の状況 五 他の地域エネルギー供給事業者との供給する熱の相互利用の検討内容 六 地域エネルギー供給計画書の公表の担当部署及び方法 七 エネルギーの需給調整に資する取組 八 災害に対する強じん性に関する取組
<p>(地域エネルギー供給計画書の変更)</p> <p>第十七条の十一 前条第一項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出した者は、同項第一号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第一項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出した者は、同項第二号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項について記載した計画書を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 前条の規定は、前項の規定による変更について準用する。</p>	<p>(地域エネルギー供給計画書の変更)</p> <p>第八条の十一 条例第十七条の十一第一項の規定による変更の届出は、条例第十七条の十三の規定による届出が行われる日までの変更について、別記第二号様式の二十二による地域エネルギー供給事業者氏名等変更届出書により行わなければならない。</p> <p>2 条例第十七条の十一第二項の規定による計画書の提出は、条例第十七条の十三の規定による届出が行われる日までの変更について、別記第二号様式の二十三による地域エネルギー供給計画書変更提出書に、当該変更しようとする事項について記載した地域エネルギー供給計画書を添付し</p>

条 例	規 則
<p style="text-align: center;">(地域エネルギー供給計画書の公表)</p> <p>第十七条の十二 特定開発事業者は、第十七条の十第一項若しくは前条第二項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出したとき、又は同条第一項の規定により変更の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。</p> <p>2 知事は、第十七条の十第一項若しくは前条第二項の規定による地域エネルギー供給計画書の提出又は同条第一項の規定による変更の届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(特定開発事業者による地域エネルギー供給計画書の公表)</p> <p>第八条の十二 条例第十七条の十二第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十第一項各号に掲げる事項とする。</p> <p>2 条例第十七条の十二第一項の規定による公表は、遅くとも次に掲げる日のいずれか早い日(以下この項において「特定日」という。)(当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日)から当該地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給に係る地域エネルギー供給実績報告書が最初に知事に提出される日までの間、行わなければならない。</p> <p>一 建築確認申請等の日</p> <p>二 認定申請の日</p> <p>3 条例第十七条の十二第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。</p>
	<p style="text-align: center;">(知事による地域エネルギー供給計画書の公表)</p> <p>第八条の十三 条例第十七条の十二第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十第一項各号に掲げる事項とする。</p> <p>2 条例第十七条の十二第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧</p> <p>二 インターネットの利用による公表</p>
<p style="text-align: center;">(エネルギー供給の開始の届出)</p> <p>第十七条の十三 地域エネルギー供給事業者は、第十七条の十第一項又は第十七条の十一第二項の規定により作成された地域エネルギー供給計画書に係るエネルギーの供給を開始したときは、その旨を、規則で定めるところにより、規則で定める日までに、知事に届け出なければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(エネルギー供給の開始の届出)</p> <p>第八条の十四 条例第十七条の十三の規定による届出は、別記二号様式の二十四によるエネルギー供給開始届に、エネルギー供給の方法の概要を示す書類を添付して行わなければならない。</p> <p>2 条例第十七条の十三に規定する規則で定める日は、エネルギーの供給を開始した日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。</p>
<p style="text-align: center;">(地域エネルギー供給実績報告書の提出等)</p> <p>第十七条の十四 地域エネルギー供給事業者は、第十七条の十第一項各号に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギー供給の実績に関する報告書(以下「地域エネルギー供給実績報告書」という。)を、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(地域エネルギー供給実績報告書の提出)</p> <p>第八条の十五 条例第十七条の十四の規定による地域エネルギー供給実績報告書の提出は、前年度のエネルギー供給の実績について、毎年度六月末日までに、別記二号様式の二十五による地域エネルギー供給実績報告書提出書に、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成した地域エネルギー供給実績報告書を添付して行わなければならない。この場合において、第八条の十第三項第六号中「地域エネルギー供給計画書」とあるのは「地域エネルギー供給実績報告書」と読み替えて、同項の規定を適用する(次条及び第八</p>

条 例	規 則
<p>(地域エネルギー供給実績報告書の公表)</p> <p>第十七条の十五 地域エネルギー供給事業者は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。</p> <p>2 知事は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。</p>	<p>条の十七において同じ。)</p> <p>(地域エネルギー供給事業者による地域エネルギー供給実績報告書の公表)</p> <p>第八条の十六 条例第十七条の十五第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十第一項各号に掲げる事項とする。</p> <p>2 条例第十七条の十五第一項の規定による公表は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書を提出した日から翌年度の六月末日までの間、行わなければならない。</p> <p>3 条例第十七条の十五第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、地域エネルギー供給事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。</p>
	<p>(知事による地域エネルギー供給実績報告書の公表)</p> <p>第八条の十七 条例第十七条の十五第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十第一項各号に掲げる事項とする。</p> <p>2 条例第十七条の十五第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧</p> <p>二 インターネットの利用による公表</p>
<p>(脱炭素化の推進に関わるその他事業者の協力等)</p> <p>第十七条の十六 特定開発区域等においてエネルギーが生じる事業活動を行う事業者（以下「エネルギー利用に係る事業者」という。）は、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、第十七条の四第一項の規定により特定開発事業者が行う設備の導入についての検討及び地域エネルギー供給事業者が行うエネルギーの利用に協力しなければならない。</p> <p>2 他の地域エネルギー供給事業者は、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、第十七条の十第四項の規定による特定開発事業者が供給しようとする熱の相互利用についての検討及び地域エネルギー供給事業者が供給する熱の相互利用に協力しなければならない。</p> <p>3 地域エネルギー供給事業者に熱を提供する設備で、熱と併せて電気を提供する設備（以下「熱電併給設備」という。）を設置しようとする事業者は、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、熱を提供しようとする地域エネルギー供給事業者の熱需要に応じた熱の損失の少ない最適な規模の熱電併給設備を設置するよう努めなければならない。</p> <p>4 熱電併給設備の所有者又は管理者は、地域エネルギー供給事業者に対して熱を提供するに当たり、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、当該熱電併給設備による効率的な熱の提供に努めなければならない。</p> <p>5 地域エネルギー供給事業者からエネルギー供給を受ける</p>	

条 例	規 則
<p>建築物の新築等をしようとする者及びその所有者又は管理者並びにその建築物を使用する事業者（以下「エネルギー供給受入者」という。）は、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、地域エネルギー供給事業者が行う脱炭素化の推進に係る措置に協力しなければならない。</p>	
<p>(地域冷暖房区域の指定)</p> <p>第十七条の十七 知事は、特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者からの申請に基づき、地域エネルギー供給計画書又は地域エネルギー供給実績報告書に記載するエネルギー供給を行う区域において、冷房又は暖房及び給湯の用に供される熱の量のいずれかが規則で定める量以上になるものと予測される場合において、当該区域に供給するエネルギーの効率の値及び第十七条の十第一項第六号の規則で定める事項が規則で定める基準を満たしているとき、当該区域を地域冷暖房区域として指定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による地域冷暖房区域の指定に当たり、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。</p> <p>3 知事は、地域冷暖房区域の指定に当たり次に掲げる者に対し、区域指定についての説明を行うものとする。</p> <p>一 指定しようとする区域内に規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者</p> <p>二 指定しようとする区域内に存する規則で定める規模を超える建築物の所有者又は管理者</p> <p>三 指定しようとする区域を管轄する特別区の区長及び市町村長</p> <p>4 前項各号に定める者は、規則で定める期限までに知事に意見を申し出ることができる。</p> <p>5 知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域を指定するときは、第二項及び前項の意見を勘案するものとする。</p> <p>6 知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その内容を公示しなければならない。</p>	<p>(地域冷暖房区域の指定)</p> <p>第八条の十八 条例第十七条の十七第一項の規定による申請は、別記第二号様式の二十六による地域冷暖房区域指定申請書に、エネルギー供給を行う区域を示す図面及び同項に規定する規則で定める基準への適合状況を示す書類を添付して行わなければならない。</p> <p>2 条例第十七条の十七第一項に規定する規則で定める熱の量は、一時間当たりの最大値が二十一ギガジュールとする。</p> <p>3 条例第十七条の十七第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる基準の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 供給する熱のエネルギー効率の値の基準 供給しようとする熱のエネルギーの効率の値（既にエネルギー供給の実績がある場合にあっては、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあっては、当該年度を除く三箇年度）に供給された熱のエネルギー効率の値を含む。）が、別表第一の四 一の部の上欄に掲げる供給するエネルギーの熱媒体の区分に応じ当該下欄に定める値以上であること。</p> <p>二 条例第十七条の十第一項第六号の規則で定める事項のうち、第八条の十第三項第三号の量に係る基準 エネルギーの供給に伴い排出口から大気中への排出が見込まれる別表第一の四 二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量（既にエネルギー供給の実績がある場合にあっては、連続する二箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあっては、当該年度を除く二箇年度）におけるエネルギーの供給に伴い排出口から大気中に排出された窒素酸化物の量を含む。）が、同部の下欄に定める量以下であること。</p>
	<p>(地域冷暖房区域指定に係る説明等)</p> <p>第八条の十九 条例第十七条の十七第三 項第一号に規定する規則で定める規模は、新築等を行う建築物（増築の場合にあっては、増築部分に限る。）について、第九条の二第一項第一号の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第九号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。</p> <p>2 条例第十七条の十七第三項第二号に規定する規則で定める規模は、第九条の二第一項第一号の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第九号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。</p>

条 例	規 則
	<p>3 条例第十七条の十七第四項に規定する規則で定める期限は、知事が同条第三項の説明を行った日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。</p>
	<p>(地域冷暖房区域の公示)</p> <p>第八条の二十 条例第十七条の十七第六項の規定による公示の内容は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域冷暖房区域の名称 二 地域冷暖房区域の所在地及び区域図
<p>(地域冷暖房区域の変更)</p> <p>第十七条の十八 知事は、前条第一項の規定により指定した地域冷暖房区域について、特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者からの申請に基づき、地域冷暖房区域の変更を行うことができる。</p> <p>2 前条の規定は、前項の規定により変更を行う場合に準用する。この場合において、同条第一項の規定中「地域エネルギー供給計画書又は地域エネルギー供給実績報告書に記載するエネルギー供給を行う区域」とあるのは「変更後の地域冷暖房区域」と読み替えるものとし、新たな区域を地域冷暖房区域に追加するときにあつては同条第三項の規定の適用は追加する区域に限るものとし、地域冷暖房区域が減少するときにあつては同項第一号及び第二号の規定は適用せず、同項第三号の規定中「指定しようとする区域」とあるのは「指定を取り消そうとする区域」と読み替えるものとする。</p>	<p>(地域冷暖房区域の変更)</p> <p>第八条の二十一 条例第十七条の十八第一項の規定による申請は、別記第二号様式の二十七による地域冷暖房区域変更申請書に、変更しようとする地域冷暖房区域を示す図面及び条例第十七条の十七第一項に規定する規則で定める基準への適合状況を示す書類を添付して行わなければならない。</p>
<p>(地域冷暖房区域の指定の取消し)</p> <p>第十七条の十九 知事は、第十七条の十七第一項の規定により指定され、又は前条第一項の規定により変更された地域冷暖房区域に係るエネルギーの供給の状況が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該地域冷暖房区域の指定を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域エネルギー供給実績報告書において、エネルギー供給の効率の値が規則で定める期間、規則で定める基準を下回り、改善の見込みがないとき。 二 地域エネルギー供給実績報告書において、熱の供給量が規則で定める期間、第十七条の十七第一項の規則で定める熱の量を下回り、回復の見込みがないとき。 三 地域エネルギー供給事業者が、当該地域冷暖房区域へのエネルギー供給を廃止したとき。 四 地域冷暖房区域の指定の公示後、地域エネルギー供給事業者が、規則で定める期間、エネルギー供給を行わないとき。 五 地域エネルギー供給実績報告書において、規則で定めるところにより第十七条の十第一項第六号の規則で定める事項に係る第十七条の十七第一項の規則で定める基準を満たさなくなったとき。 <p>2 知事は、前項の取消しに当たっては、あらかじめ、次に</p>	<p>(地域冷暖房区域の指定の取消し)</p> <p>第八条の二十二 条例第十七条の十九第一項第一号及び第二号に規定する規則で定める期間は、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度）とする。</p> <p>2 条例第十七条の十九第一項第一号に規定する規則で定める基準は、別表第一の四 一の部の上欄に掲げる供給するエネルギーの熱媒体の区分に応じ当該下欄に定める値とする。</p> <p>3 条例第十七条の十九第一項第四号に規定する規則で定める期間は、地域冷暖房区域の指定の公示の日の属する年度を除く連続する五箇年度とする。</p> <p>4 条例第十七条の十九第一項第五号の規定により基準を満たさなくなるときは、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度）において、別表第一の四 二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量が当該下欄に掲げる量を超え、かつ、改善の見込みがないときとする。</p>

条 例	規 則
<p>掲げる者の意見を聴くものとする。</p> <p>一 専門的知識を有する者</p> <p>二 取消しに係る地域冷暖房区域を管轄する特別区の区長及び市町村長</p> <p>3 知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>	
<p>(熱供給の受入検討義務)</p> <p>第十七条の二十 第十七条の十七第一項の規定により知事が指定し、又は第十七条の十八第一項の規定により知事が変更した地域冷暖房区域において、規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者及び規則で定める規模を超える建築物に設置されている規則で定める熱源機器の更新をしようとする当該建築物の所有者又は管理者（以下「熱供給の受入検討建築主等」という。）は、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、当該地域冷暖房区域に係る地域エネルギー供給事業者とその供給する熱の受入れについて協議し、検討しなければならない。</p> <p>2 熱供給の受入検討建築主等は、規則で定めるところにより、前項の協議及び検討結果を、知事に届け出なければならない。</p>	<p>(熱供給の受入検討義務)</p> <p>第八条の二十三 条例第十七条の二十第一項に規定する新築等をしようとする建築物の規則で定める規模は、第八条の十九第一項に規定する規模とする。</p> <p>2 条例第十七条の二十第一項に規定する規則で定める熱源機器の更新をしようとする建築物の規則で定める規模は、第八条の十九第二項に規定する規模とする。</p> <p>3 条例第十七条の二十第一項に規定する規則で定める熱源機器の更新は、建築物の延べ面積の過半に熱の供給を行う熱源機器の冷熱又は温熱の供給能力（当該熱源機器が複数ある場合にあっては、その合計）の過半に相当する更新とする。</p> <p>4 条例第十七条の二十第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる熱供給の受入検討建築主等の区分に応じ、当該各号に定める日までに、別記第二号様式の二十八による熱供給受入検討結果届出書に、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成する地域エネルギー供給事業者との協議内容、供給する熱の受入れに関する検討状況その他必要な事項を示す書類を添付して行わなければならない。</p> <p>一 条例第十七条の二十第一項に規定する規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者 当該建築物について建築物環境計画書を提出する日</p> <p>二 条例第十七条の二十第一項に規定する規則で定める規模を超える建築物に設置されている規則で定める熱源機器の更新をしようとする当該建築物の所有者又は管理者 当該熱源機器の更新に着手する日の六十日前</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する者が同号に規定する建築物において地域エネルギー供給事業者の供給する熱を受け入れるときは、当該建築物に係る建築物環境計画書の提出をもって同項の届出に代えることができる。</p>
<p>(指導及び助言)</p> <p>第十七条の二十一 知事は、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、エネルギー利用に係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等が行う次に掲げる事項が特定開発区域等脱炭素化指針に照らして不十分であると認めるときは、これらの者に対し、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。</p>	

条 例	規 則
<ul style="list-style-type: none"> 一 第十七条の四第一項の規定による目標値の設定及び検討 二 第十七条の九の規定による措置 三 第十七条の十第四項の規定による検討 四 第十七条の十六第一項、第二項又は第五項の規定による協力 五 第十七条の十六第三項の規定による設置 六 第十七条の十六第四項の規定による提供 七 前条第一項の規定による協議又は検討 	
<p>(勧告)</p> <p>第十七条の二十二 知事は、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者又は熱供給の受入検討建築主等が、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第十七条の四第二項、第十七条の五、第十七条の七、第十七条の十第一項、第十七条の十一第一項若しくは第二項、第十七条の十三、第十七条の十四又は第十七条の二十第二項の規定による提出又は届出をしなかったとき。 二 第十七条の六第一項、第十七条の八第一項、第十七条の十二第一項又は第十七条の十五第一項の規定による公表をしなかったとき。 三 正当な理由なく前条第一号（目標値の設定に係る部分に限る。）、第二号又は第七号（協議に係る部分に限る。）の規定による指導及び助言に従わず、かつ、特定開発区域等脱炭素化指針に照らして、地域における脱炭素化を推進するための措置が著しく不十分であるとき。 <p>2 知事は、前項第三号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。</p>	
<p>(立入調査)</p> <p>第一百五十三条 (省略)</p> <p>2 知事は、第十七条の二十一、第十七条の二十二第一項及び第一百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、エネルギー利用に係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等の同意を得て、特定開発区域等、エネルギー供給を行う区域又はこれに隣接し、若しくは近接する区域、これらの区域内の建築物、エネルギーを供給する施設又は熱電併給設備の存する施設、脱炭素化を推進することが可能なエネルギーを利用する場所その他の場所に立ち入り、特定開発区域等脱炭素化指針に基づく環境への負荷の低減のための措置について調査させることができる。</p>	

条 例	規 則
<p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 前各項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該各項に規定する者その他の関係人に提示しなければならない。</p>	
<p>(報告の徴収)</p> <p>第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、エネルギー利用に係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。</p> <p>2 (省略)</p>	
<p>(違反者の公表)</p> <p>第百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、第十七条の二十二第一項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条、第五十六条又は第百二十条第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 知事は、前三項の公表をしようとする場合は、当該勧告又は命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。</p>	
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例中第一条並びに附則第二項から第五項まで及び第七項の規定は令和六年四月一日から、第二条並びに附則第六項及び第八項の規定は令和七年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第一条の規定の施行の前日に同条の規定による改正前の</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第八条の三第五項に規定する特定日がこの規則の施行の日から令和七年一月二十五日までの間にある場合における同項の規定の適用については、同項中「三百日」とあるのは、「百八十日」とする。</p> <p>3 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第二号様式の十五、第二号様式の十七から第二号様式の二十七まで、第三号様式の二及び第五号様式の四による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>

条 例	規 則
<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「第一条による改正前の条例」という。）第九条の三の規定によりエネルギー環境計画書を提出した特定エネルギー供給事業者に対する当該エネルギー環境計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 第一条の規定の施行の日前に第一条による改正前の条例第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書が提出された場合における第一条による改正前の条例第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者、第一条による改正前の条例第十七条の十七第一項に規定する利用可能エネルギーに係る事業者及び同条第二項に規定する他の地域エネルギー供給事業者に対する当該エネルギー有効利用計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>4 第一条の規定の施行の日前に第一条による改正前の条例第十七条の十一第一項の規定により地域エネルギー供給計画書が提出された場合における第一条による改正前の条例第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者、同項に規定する地域エネルギー供給事業者、第一条による改正前の条例第十七条の十七第一項に規定する利用可能エネルギーに係る事業者、同条第二項に規定する他の地域エネルギー供給事業者、同条第三項に規定する熱電併給設備を設置しようとする事業者、同条第四項に規定する熱電併給設備の所有者又は管理者及び同条第五項に規定するエネルギー供給受入者に対する当該地域エネルギー供給計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>5 第一条の規定の施行の日前に第一条による改正前の条例第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主に対する当該建築物環境計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>6 第二条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「第二条による改正前の条例」という。）第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主に対する当該建築物環境計画書に係る第二条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>7 第一条の規定の施行前にした行為及び附則第二項から第五項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>8 第二条の規定の施行前にした行為及び附則第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用について</p>	

条 例	規 則
は、なお従前の例による。	

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則

別表第一の四 地域冷暖房区域の指定基準（第八条の十八関係）

一 エネルギー供給を行う区域において供給する熱のエネルギー効率の値の基準

供給するエネルギーの熱媒体	熱のエネルギー効率の値
蒸気が含まれていない場合	〇・九〇
蒸気が含まれている場合	〇・八五

備考

- 一 熱のエネルギー効率の値とは、供給熱量を、燃料使用量、熱使用量及び電気使用量にそれぞれ単位発熱量を乗じて合算して得た発熱量で除して得た値をいう。
 - 二 一の場合において、供給熱量、燃料使用量、熱使用量、電気使用量及び単位発熱量とは、それぞれ次に掲げる量をいう。
 - (一) 供給熱量 供給し、又は供給した蒸気、温水及び冷水の年度の熱量（単位 ギガジュール）
 - (二) 燃料使用量 熱の供給に使用し、又は使用した燃料の年度の使用量（単位 別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位）
 - (三) 熱使用量 熱の供給に使用し、又は使用した他人から供給された蒸気、温水及び冷水の年度の使用量（単位 ギガジュール）
 - (四) 電気使用量 熱の供給に使用し、又は使用した他人から供給された電気の年度の使用量（単位 キロワット時）
 - (五) 単位発熱量 別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに、同表の第二欄に掲げる単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数
 - 三 二（五）において、他人から供給された蒸気、温水及び冷水については、当該熱を発生させるために使用された燃料、熱、電気の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、当該方法により求めた単位当たりのギガジュールで表した発熱量とすることができる。
 - 四 二（五）において、一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱、下水汚泥の焼却に伴い排出される熱その他知事が認める熱については、単位発熱量はゼロとする。
 - 五 熱電併給設備により発生する電気を他人に供給するとともに、発生する熱を熱の供給に使用し、又は使用した場合にあっては、熱電併給設備において使用し、又は使用した燃料の発熱量のうち、熱の供給に使用し、又は使用した発熱量の算定は、別表第一の三の特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量の部算定の計算方法の項に規定する知事が別に定める算定方法に関する指針によるものとする。
- 二 条例第十七条の十第一項第六号の規則で定める事項のうち、第八条の十第三項第三号の量に係る基準

窒素酸化物の量	四十立方センチメートル
---------	-------------

備考 この窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21}{21 - O_s} \times C_s$$

（この式においてC、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 窒素酸化物の量(単位 立方センチメートル)

O_s 総排出物中の酸素濃度(当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあっては、二〇パーセントとする。)(単位 百分率)

C_s 日本産業規格K〇一〇四に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を標準状態における排ガス一立方メートル中の量に換算したもの(単位 立方センチメートル)